

大田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第80号

大田市財務規則の一部を改正する規則

大田市財務規則の一部を改正する規則（平成17年大田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第68条第2項中「指定代理納付者」を「法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」に、「歳入」を「歳入等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の大田市財務規則の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。